

(税制・年金制度)：配偶者控除の見直しと「標準世帯」モデルの終焉

配偶者控除の見直しについては、近年における世帯構造の変化を踏まえつつ、この制度が女性の就業を阻害する要因となっていないか（課税の中立性）、相対的に所得の高い人に有利な制度となっていないか（課税の公平性）を中心に冷静な議論を積み重ねていくことが重要である。

政府税制調査会における検討をきっかけに、「103万円の壁」をめぐる議論が再び注目を集めている。「103万円の壁」は、主として専業主婦のいる世帯において、妻がパートタイムで働いた場合の収入が103万円を超えると、税制上の取り扱いにおいて妻が夫の扶養の対象から外れてしまうことから、収入が103万円を超えないよう就業調整が行われるというものだ（専業主夫についても同様の問題が生じるが、記述の簡略化のため以下では一般的な用例にならって「専業主婦」と表記する）。

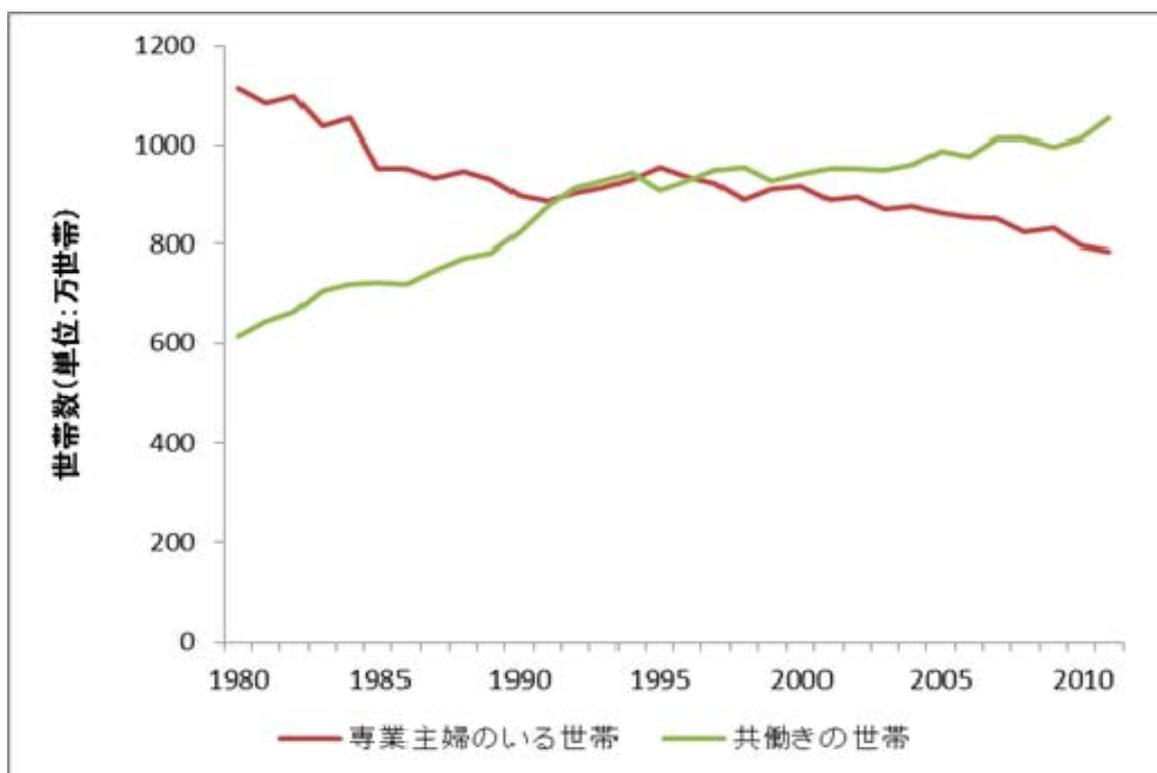
同様の問題として「130万円の壁」というものもある。国民年金の第3号被保険者（専業主婦であるサラリーマンの妻）については、自ら保険料を納めなくても、夫が厚生年金あるいは共済年金の加入者であることをもって年金の受給資格が生じるが（保険料納付期間とみなされて年金受給額に反映されるが）、妻の収入が130万円を超えるとこの制度の適用を受けられなくなることから、「103万円の壁」と同様に就業調整が生じることになる。労働供給に与える影響という点からすると、配偶者控除と第3号被保険者制度は同様の効果をもつことになるから、これらは一体のものとして考えていくことが必要になる。

政府税調における検討については、各方面からすでにさまざまな異論や反論が提示されている。配偶者控除の見直しは「専業主婦いじめ」ではないか、というのがそのひとつだ。だが、この見方は必ずしも適切とはいえない。家庭の経済的な事情のために「103万円の壁」を超えてフルタイムで働かなくてはならない女性は、配偶者控除の適用を受けることができないわけであり、この点を踏まえてさまざまな働き方をしている女性全体をながめたときに、配偶者控除を引き続き存置することが税制の中立性・公平性の観点からみて望ましいものなのかを慎重に精査しなくてはならないからだ。すなわちこの問題は、近年における経済や社会の変化を考慮したときに、専業主婦がいる世帯に対する税制上の優遇措置をこれからも引き続き講じていくことが適切なのかという観点から冷静に議論を積み重ねていく必要があるということになる。

所得税における配偶者控除や公的年金における第3号被保険者制度は、本来個人単位で制度設計がなされている日本の税制や年金制度に、世帯単位の考え方を持ち込むものであるが、「103万円の壁」や「130万円の壁」にみられるように、これらの制度が中立性（税制や年金制度が個人の労働とその他の活動の間の選択に歪みをもたらさないこと）の条件を満たしていないことは明らかだ。就業調整の問題を解決するためにむしろ配偶者控除をさらに拡充すべきという提案も一部にあるが、この対応は適切でない。配偶者控除は所得控除であり、限界税率が高い（所得が高い）人ほどこの控除の適用によるメリットが大きくなることから、配偶者控除の拡充は課税の公平性の観点からも問題が生じるおそれがあるためだ。

配偶者控除は1961年に、第3号被保険者制度は1985年に創設されたものであるが、その後の人口動態や就業・結婚に対する意識や環境の変化などによって、これらの制度のもつ意味合いが変化してきていることにも留意が必要である。税制などの制度設計をする際、かつては夫婦と子供2人という家庭が「標準世帯」とされ、夫はサラリーマン、妻は専業主婦というのが一般的な家族の姿と想定されてきたが、最近時点についてはこの世帯構造が「標準」とは言えなくなっている。

図表1: 専業主婦のいる世帯と共働き世帯の推移(1980年-2012年)



(資料) 総務省「労働力調査」より筆者作成

(注) 東日本大震災の影響により被災3県(岩手県・宮城県・福島県)のデータのとれない2011年を除いている。

専業主婦のいる世帯と夫婦共働きの世帯の数は1990年代に逆転し、いまでは夫婦共働きの世帯が1,054万世帯、専業主婦のいる世帯が787万世帯と、むしろ共働き世帯のほうが一般的な世帯構造になっている(図表1)。この点については、女性の働き方に対する意識の変化によって「キャリア・ウーマン」が増えたという側面もあるが、90年代以降の長期にわたる経済停滞の中で所得が伸び悩み、共働きでないと生計が維持できない家庭が増えたという面もある。こうした中で、相対的に恵まれた経済的地位にある「標準世帯」を税制や年金制度の面で優遇する必要性は低下してきており、むしろ公平性の観点から問題が生じているおそれもある。

これらの点を踏まえると、配偶者控除や第3号被保険者制度は大幅な見直しの時期にさしかかっているということになる。「専業主婦いじめ」といった情緒的な議論に陥ることなく、これまでの経緯とさまざまなデータを踏まえて、冷静な議論がなされていくことが望まれる。

(上智大学 経済学部 中里 透)